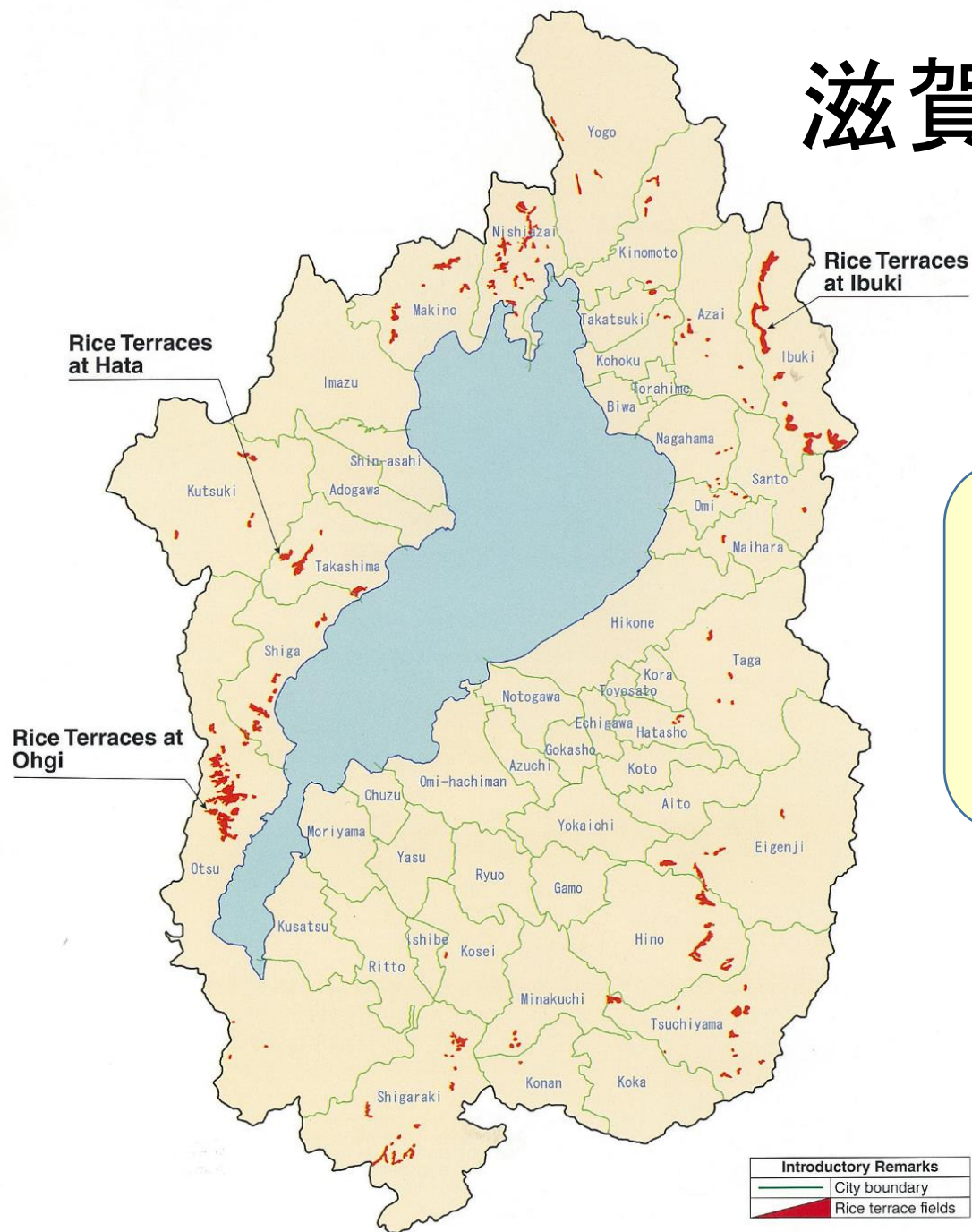


棚田地域の振興について

これまでの経過

- ・令和元年6月、議員立法により「**棚田地域振興法**」が成立（8月16日施行）
- ・県では、「**滋賀県棚田地域振興計画**」を令和2年11月に策定した。
 - ※「**滋賀県棚田地域振興計画**」策定にあたり、令和元年度7月に懇話会にて意見交換を行い、内容を反映したところ。
- ・令和7年4月に「**棚田地域振興法**」が改正されたことを受け、「**滋賀県棚田地域振興計画**」の改定作業を進めている
- ・6月 変更計画（素案）作成
- ・7月15日 当**懇話会**にて意見交換
- ・市町照会、議会報告を経て、令和8年3月に策定予定

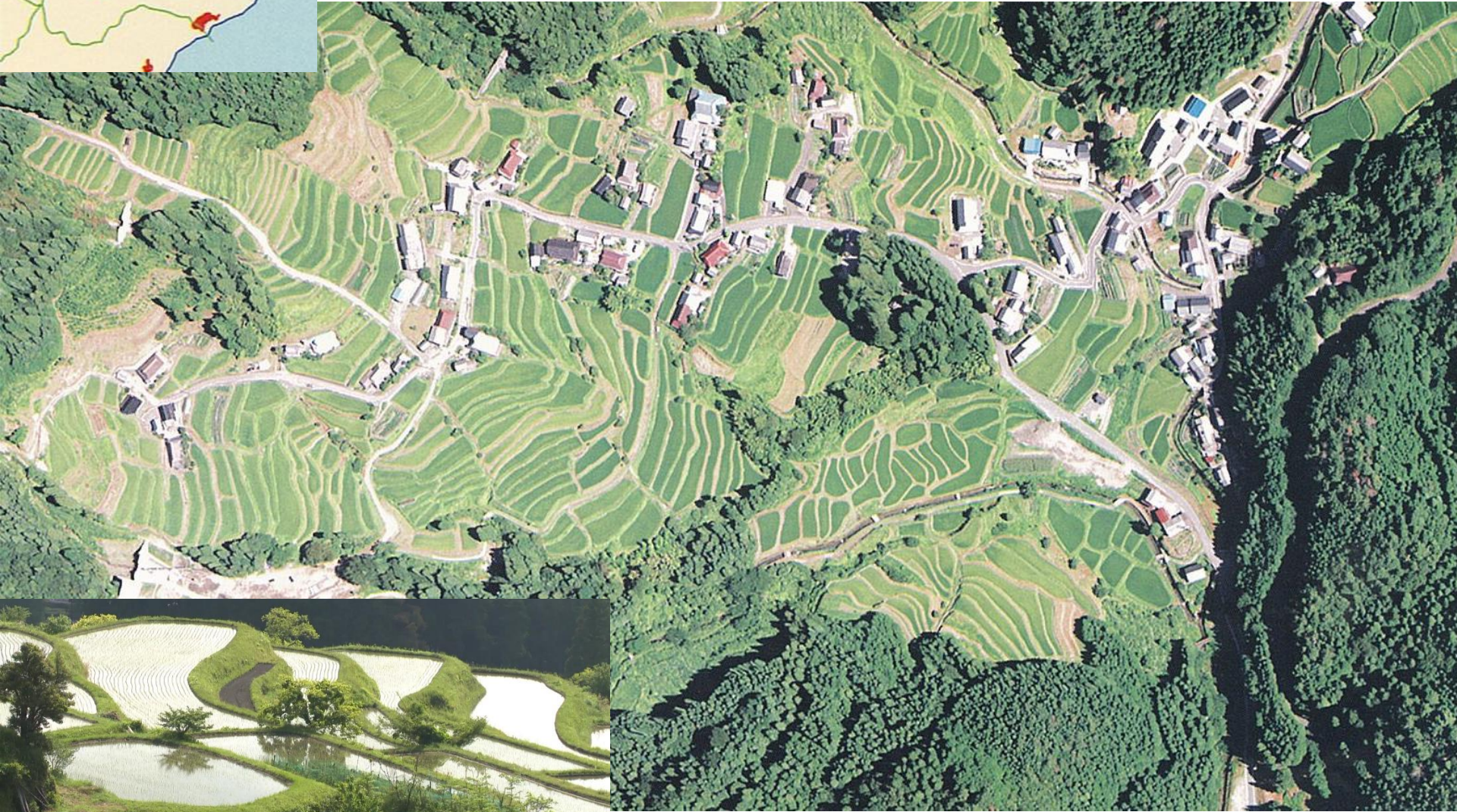
滋賀県の棚田

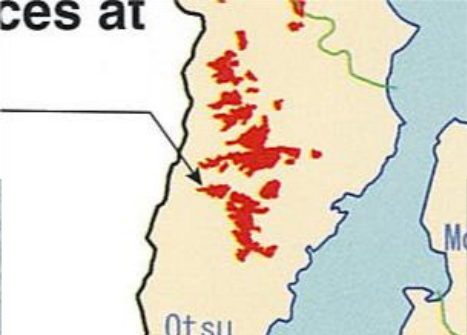


県内に
約2,200ha存在
(勾配1/20以上)

※平成5年度傾斜地帯水田適正利用対策
調査報告書

畑の棚田





仰木の棚田



滋賀県棚田地域振興計画

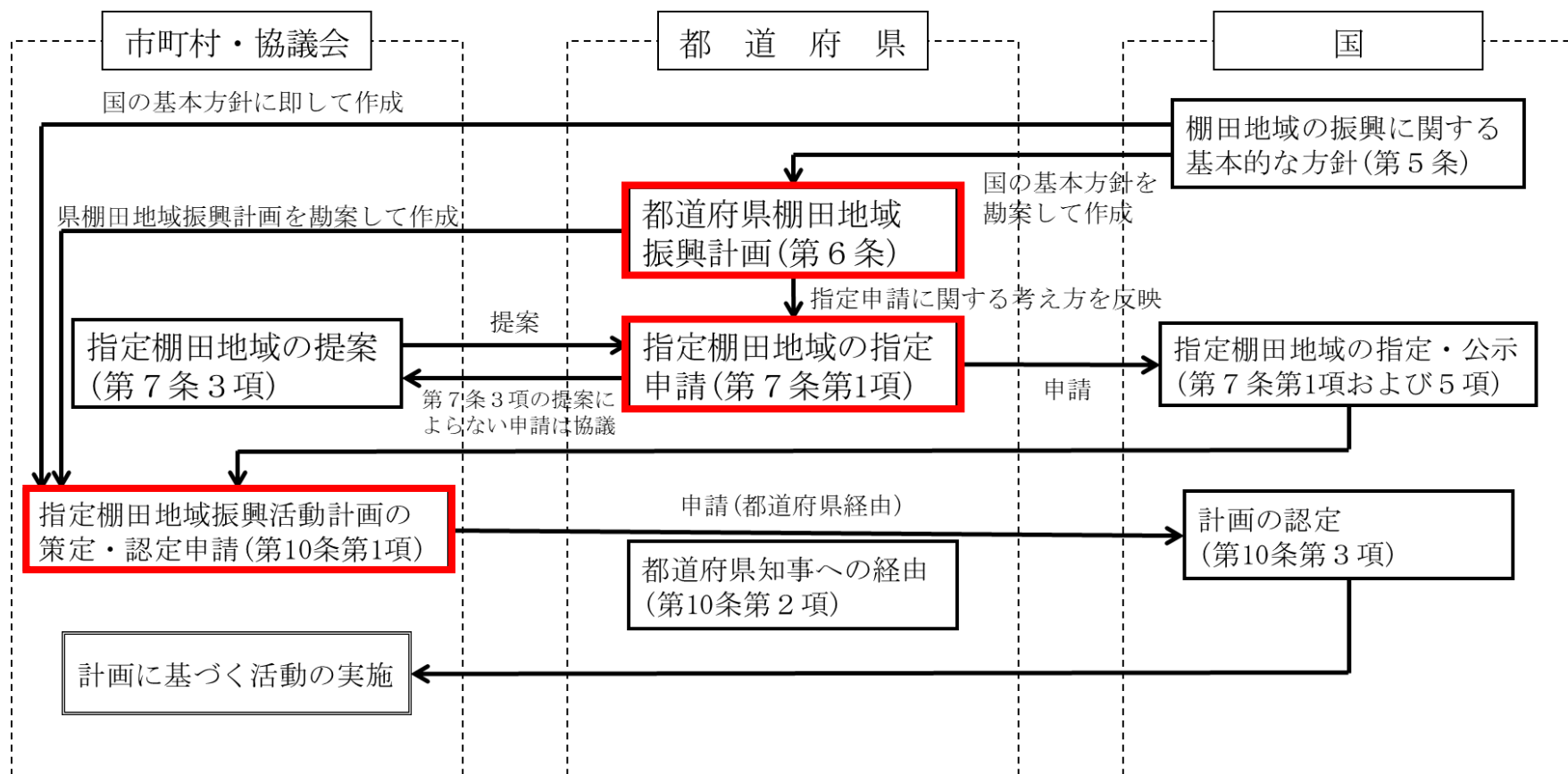
棚田地域振興法が施行

荒廃の危機に直面している貴重な国民的財産である棚田を保全し、持続的に発展させていくこと等を目的に、令和元年8月、議員立法により棚田地域振興法が施行

計画の目標

- 棚田を保全
→ 農産物の供給、多面的機能の維持・発揮
- 観光や都市農村交流による交流人口・関係人口の増
→ 棚田を核とした地域の振興

滋賀県棚田地域振興計画



滋賀県棚田地域振興計画

計画の構成

- 第一 棚田地域の振興の目標
- 第二 総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1. 関連する施策の活用
 - 2. 県独自の支援施策
 - 3. 県の推進体制
 - 4. 情報発信
- 第三 その他、必要な事項
 - 1. 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方
 - 2. 選定の手続き

滋賀県棚田地域振興計画

主な変更点

→国の基本方針の改定に伴う変更

第二 総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

(1) 移住・定住および二地域居住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

・移住、定住及び二地域居住の促進について追記されたため

(6) 持続可能な地域社会の維持、形成および活性化の促進に資する施策

・持続可能な地域社会の維持、形成および活性化の促進に資する施策が追加されたため

(9) 人材の育成・確保に資する施策

・人材の育成・確保に資する施策が追加されたため

滋賀県棚田地域振興計画

主な変更点

→県の施策にかかる記載等の変更

第二 総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

(10) その他

- ・「つなぐ棚田遺産」、「琵琶湖システム」について追記

2 県独自の支援施策

(1) しが棚田ボランティア

- ・「たな友」について追記

(7) 「やまの健康」推進プロジェクト

- ・推進方針について修正

棚田地域振興法 主な優遇措置（NN事業関連）

1. 中山間地域等直接支払の拡充

①対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒現行の8法に、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を支援対象地域に追加

指

②「棚田地域振興活動加算」（1万円/10a）

⇒認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）に対し、取組目標の設定・達成を要件として1万円/10aを加算

認

2. 中山間ルネッサンス事業の拡充

①支援対象地域に「指定棚田地域」を追加

⇒ルネッサンス事業の対象地域に指定棚田地域を追加し、支援事業の優先採択、優遇措置を講じる

指

②「指定棚田地域振興活動計画」の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす

⇒「地域別農業振興計画」の認定を受ける代わりに、「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けた場合も対象とする

認

③棚田の保全・振興に対応した推進事業の拡充

⇒棚田地域における体制づくり、アドバイザー派遣、計画策定等の棚田の保全・振興を推進するモデルメニューを追加

指

3. 補助率の嵩上げ・要件緩和

⇒各事業における補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に「指定棚田地域」を追加

指

優遇措置		対象事業
補助率 嵩上げ	50 →55%	・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
要件緩和 （面積要件等）		・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金

指 ……指定棚田地域

認 ……認定棚田地域振興活動計画の対象地域